

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新たな観光コンテンツの造成や観光産業の生産性向上に資する取組を支援することで、県内観光産業が物価高騰を上回る事業成長や生産性向上を実現することを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の①～④の組織、団体、事業者等のいずれかに該当する者

① 山梨県内に事業所を有する観光庁登録DMO及び候補DMO

② 山梨県内に事業所を有する観光協会など観光振興を主たる目的とする団体

③ 山梨県内に事業所を有する観光事業者（宿泊業・飲食業・道路運送業・小売業・観光施設事業者・体験アクティビティ事業者 等）

④ 実行委員会や協議会 等

(2) 本事業終了後も事業継続の意思がある者

(3) 本事業終了後に本事業の成果等を県ホームページ上で公表できる者

(4) 県が主催する報告会などで事業成果を公表することができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 県税を滞納している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(3) 山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者

(6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当する者

(補助金の交付の対象となる事業及び経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率等は、別表に掲げるものとする。

- 2 補助対象経費に含まれない経費について、新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金募集要領（以下「募集要領」という。）において別途定めるものとする。
- 3 この補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 4 この補助金の交付を申請する内容と同一の事業が国又は県の他の補助金（間接補助を含む。）の交付を受けている場合、この補助金の交付対象外とする。

(補助金交付の申請、提出期限)

第4条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の交付申請を行うに当たっては、補助事業に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行う場合は、有識者等で構成する検討会の意見を聴取するものとする。
- 3 前項の検討会の開催に関して必要な事項は別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして請求書（様式第7号）により補助金を交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助金の交付までがなされた日又は概算払いによる返還がなされた日をもって事業の完了日とする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱、募集要領又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第3項の規定を準用する。

(収益納付)

第12条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を山梨県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 2 前条第1項に規定する取得財産等がある場合は、その財産処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別 表

補助事業
次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。 (1) 類型Ⅰ又は類型Ⅱいずれかの類型に取り組む事業 (2) (1)を行うにあたり、プロセスが明らかとなっている事業 (3) 翌年度以降も継続される事業 (4) 地域の関係者と連携して取り組む事業 (5) 物価高騰を踏まえた合理的な目標設定を行う事業 類型Ⅰ コンテンツ造成型：新たに観光コンテンツを造成し、補助事業終了後の販売開始までを見据えた取組（販路開拓・プロモーションを含む。） 類型Ⅱ 生産性向上型：業務効率化や平準化など、観光事業者の生産性向上に資する取組

補助対象経費（※）		補助率	軽微な変更
人件費	人件費（本事業のために雇用する者の人件費のみ補助対象）	100万円まで定額 100万円を超える部分については補助率1／2以内（補助金の額は300万円を上限とし、最低事業費を200万円とする。）	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20％以内を増減させる場合
物件費	報償費（講師への謝金等） 旅費（公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、宿泊は真に必要な場合のみ（上限については、旅費法の定めに準じるものとする。） 需用費（印刷製本費、消耗品費等） 役務費（通信運搬料、保険料等） 使用料及び賃借料（リース料等） 委託料（請負費、外部委託経費等）		2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
その他知事が補助事業実施に必要と認める経費			

※交付決定を受けた日から当該年度の2月10日までに要した経費であり、支払が完了しているものを補助事業経費とする。